

## 用水供給料金について

水道料金は、法律により、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なものでなければならないとされています。料金の算定方式は、大きく分けて、資金ベースと損益ベースの二つの考え方があります。

企業団では、健全な事業の運営の確保のための適正な資産維持費を含んだ損益ベースによる算定方式で料金設定しています。

また、「受水団体間の負担の公平」と「財政基盤の安定確保」を図るため、責任水量制、二部料金制（基本料金と使用料金）を採用しています。

### <責任水量制>

事業認可における計画供給水量（基本水量）に受水団体が責任を持ち、実際に使用した水量（使用水量）が基本水量より少ない場合でも基本水量に応じて料金を負担していただく制度です。

### <二部料金制>

基本水量に応じて負担していただく基本料金と、使用水量に応じて負担していただく使用料金の2つの料金を設定する制度です。

- ・基本料金原価：減価償却費、支払利息、及び資産維持費
- ・使用料金原価：人件費、薬品費、動力費等の基本料金以外の費用

### 現行料金（平成29年4月現在）

（単位：円/m<sup>3</sup>）

	基本料金	使用料金	備 考
料金単価	31	32	消費税及び地方消費税抜き